

◆会員になるには

●入会の資格

市川市内で営業されている商工業者であれば、法人、団体、個人事業主を問わずご入会いただけます。
 (※医師、弁護士等の士業、一般(公益)社団(財団)法人、医療法人、学校法人なども入会可能です)

地区外の事業所など上記に該当しない場合であっても、当所の趣旨に賛同いただける方は、特別会員としてご入会いただけます。

●入会手続

所定の「入会申込書」「預金口座振替依頼書」に必要事項を記入のうえご提出いただき、入会時に初年度会費をご納入ください。

●年会費(事業年度は4月から翌年3月)

区分	年会費(口数)
法人会員	20,000円(8口)以上
団体会員	20,000円(8口)以上
個人会員	10,000円(4口)以上
特別会員	会員に準じます

※1口 2,500円 事業規模等を勘案してご負担いただきます。
 ※特定商工業者に該当する場合は、別途負担金(1,000円)も併せてお願いしております。

【初年度会費】

入会月により、初年度会費が次のようになります。
 4月～9月については全額、10月～3月については会費年額の2分の1

【会費納入について】

会費は、口座振替により指定口座から毎年5月に振り替えさせていただきます。

・取扱金融機関

みずほ銀行 三菱UFJ銀行 三井住友銀行 千葉銀行
 千葉興業銀行 京葉銀行 東京ペイ信用金庫
 小松川信用金庫

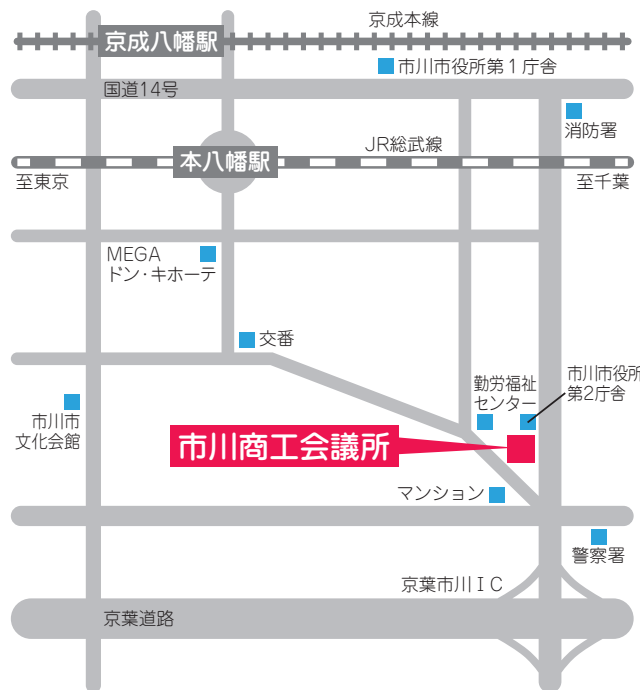
※上記以外の金融機関の場合は「振込依頼書」を送付いたします。

※初年度会費につきましては、現金もしくはお振込みでご納入ください。入会申込書をご郵送いただいた場合は「振込依頼書」を送付いたします。

【会費の経理処理】

会費・負担金は、租税公課として経理上損金(必要経費)に計上できます。また消費税の課税対象外です。

アクセス



JR総武線 本八幡駅南口から徒歩約15分
 都営新宿線 本八幡駅からはJRへの連絡通路をご利用ください。
 京成本線 京成八幡駅から徒歩約20分
 バスなどの公共交通機関は通っておりません。

お問い合わせ・お申し込み

市川商工会議所

〒272-8522 千葉県市川市南八幡2-21-1
 TEL 047-377-1011(代表) FAX 047-377-1048
<https://www.ichikawa-cci.or.jp/>
 E-mail info@ichikawa-cci.or.jp

ホームページ



ご入会案内



市川商工会議所のご案内

The Ichikawa Chamber of Commerce & Industry

対話、交流、連携、発展!

商工会議所はあなたの経営のお役に立ちます!

市川商工会議所

◆商工会議所とは

商工会議所は、商工会議所法に基づき設立された特別認可法人で、地域の商工業者のために活動する「地域総合経済団体」です。

●4つの特色

- ◆公共性…会員主体の組織ですが、行政や関係機関と連携し地域全体のために活動しています。
- ◆地域性…地域を基盤として商工業の振興発展を図ります。
- ◆総合性…業種、企業規模、法人・個人にかかわらず、すべての商工業者が加入できます。
- ◆国際性…世界各国と連携をもつ国際性豊かな団体です。

◆商工会議所の活動

市川商工会議所は昭和23年11月3日に設立され、会員事業所とともに「市川市の活力ある地域経済」のためにさまざまな事業を展開しています。また、日本商工会議所(日商)を上部団体として、全国各地の商工会議所と連携をとっています。

●主な事業

- ◆行政や関係機関への要望・意見活動
- ◆経営に関する相談・支援事業
- ◆経営に関する情報の収集と提供
- ◆会員相互の交流
- ◆事業主・従業員の福利厚生
- ◆地域活性化・まちづくりに関する事業
- ◆技能検定試験の実施と人材の育成

商工会議所は、経営に関するサポートからまちづくりまで、地域経済の活性化や発展に尽力しています。

ご利用いただいている内容は企業によってさまざまですが、多くのメリットをご用意しております。

